

てい き こう にゅう

定期購入の

よう ちゅう い

トラブルに要注意!!



「お試し価格」、「初回割安」に要注意!

スマホを見ていたらお得な育毛剤の広告が出てきた。お試し価格で1回だけ買うつもりが、4回以上の購入が条件の定期購入になっていた。



「定期縛りなし」に要注意!

SNSの広告を見て「縛りなしなので1回だけだ」と思い、サプリメントを注文した。2回目が届き、実は「購入回数に縛り(条件)がない定期購入」という意味だったと分かった。

「特別割引クーポン」に要注意!

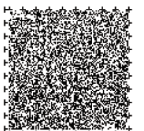
ネット通販で美容液の定期購入手続き中に表示された特別割引クーポンをタップした。全く別の購入回数の条件が付いた定期購入コースの注文画面に変わっていたようだが、気づかなかった。

「いつでも解約できる」、「全額返金保証」に要注意!

WEB広告で見つけた美容液の定期購入を申込んだ。いつでも解約できるはずが、「解約は電話のみ」でなかなか繋がらない。全額返金には「商品だけでなく外箱や納品書を返送」などの条件があった。

消費者トラブルの相談は

消費者ホットライン 188



注文(クリック)する前に確認しましょう

- 定期購入が、契約条件になっていませんか? (安いモノには理由がある!)
- 定期購入が契約条件である場合、その期間や回数ほどの位? 支払い総額は?
- 解約・返品 of ルールを確認しましたか? 通信販売では、事業者が決めた規約に従うことになります(通信販売に、クーリング・オフ制度はありません)。
「特定商取引法に基づく表記」を確認しておきましょう。

記録を残しておきましょう

- 注文時の契約内容(広告画面や最終確認画面)を保存しましょう。
(スクリーンショットで撮影など...)
- 業者と連絡がつかない時は、事業者と連絡した証拠として、電話やメールの記録を残しておきましょう。



スクリーンショットの撮り方

スマホなどの画面をそのまま画像として保存するスクリーンショットの撮り方は機種によって異なるので、説明書や購入したお店で確認しておきましょう。

定期購入ではないと誤認させる表示によって申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

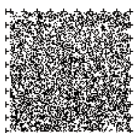
困ったときは「消費者ホットライン」へご相談ください。

消費者ホットライン

きよくばん (局番なし)

188 泣き寝入り!

※お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口に繋がります。
※ナビダイヤルです。通話料金が発生します。(相談は無料)



最寄りの消費生活センター (相談窓口)